

## 豊島区発注工事の前払金について

工事の施工に必要な費用について、建設現場の実態に即した柔軟な資金活用と、着工初期の資金負担の軽減のため、豊島区発注工事の前払金の使途について以下のように取扱っているのでご留意ください。

### 記

#### 1. 前払金の使途について

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）については、前払金額の100分の25を上限とします。

#### 2. 適用

令和8年4月1日以降の契約から。

問合せ

契約管財課検査グループ

電話：03-3981-2567